

○宮崎県道路公社役員給与等支給規程

〔昭和61年10月1日〕
宮崎県道路公社規程第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、宮崎県道路公社役員（以下「役員」という。）の給与等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(常勤役員)

第2条 常勤役員（公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第2条の規定により宮崎県から派遣された常勤役員（以下「県派遣役員」という。）を除く。以下同じ。）には、報酬、期末手当及び通勤手当を支給する。

2 常勤役員の報酬の額は、別表第1に掲げる額とする。

3 常勤役員の期末手当の額は、別表第2により計算した額とする。

(県派遣役員)

第3条 県派遣役員の給与については、職員の給与に関する条例（昭和29年宮崎県条例第40号。以下「給与条例」という。）その他の宮崎県職員に適用される諸規程を適用する。

(非常勤役員)

第4条 非常勤役員の報酬等については、理事長が別に定める。

(支給方法)

第5条 この規程に定めるもののほか、常勤役員の報酬、期末手当及び通勤手当の支給方法は、宮崎県道路公社職員給与規程の適用を受ける職員の例による。

(旅費)

第6条 役員が公社の業務のため旅行するときは、宮崎県道路公社職員旅費規程に定める旅費を支給する。

(委任)

第7条 この規程の実施に関し、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、昭和61年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成10年3月に支給される常勤役員の期末手当に関する第4条の適用については、その例に

よることとされる給与規程第19条第3号中「100分の55」とあるのは「100分の50」とする。
(平成21年6月に支給する期末手当の特例)

- 3 平成21年6月に支給する期末手当に関する別表第2の規定の適用については、別表第2中「1.1月」とあるのは「1.0月」とする。

附 則

この規程は、昭和63年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成2年12月10日から施行し、平成2年10月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成2年12月28日から施行し、平成2年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成4年12月9日から施行し、平成4年10月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成6年11月7日から施行し、平成6年10月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成8年11月5日から施行し、平成8年10月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成10年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成14年4月1日から施行する。ただし、第2条第1項及び第5項の改正規程は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程(前項ただし書に規定する改正規定に限る。)による改正前の第2条第1項及び第5項の規定は、平成15年4月1日(以下「施行日」という。)前の退職に係る退職手当について適用する。
- 3 施行日前から常勤役員である者が施行日以後も引き続き在職する場合には、施行日前日に退職したものとみなして、従前の例により退職手当を支給するものとする。

附 則

この規程は、平成16年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月24日)

(施行期日等)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年12月10日から施行し、改正後の別表第2の規定は、12月期の期末手当から適用する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

常勤役員の報酬額

職名	報酬月額
理事長	361,600円
副理事長	361,600円
常務理事	293,200円
常任監事	293,200円

別表第2 (第2条関係)

常勤役員の期末手当

期末手当	6月期支給額	$\text{報酬月額} \times (1 + \text{役職加算割合}) \times 0.975\text{月}$
	12月期支給額	$\text{報酬月額} \times (1 + \text{役職加算割合}) \times 1.125\text{月}$
加算割合	理事長及び副理事長	15%
	常務理事 常任監事	10%